

資料3

令和5年度策定予定の健康づくりに関する計画について

NO.	次期計画名	所管課 (所管分科会・部会)	計画の内容	次期計画策定に当たっての考え方	R4部会・分科会における主な意見
1	第3期健康秋田21計画(仮称) 【計画期間】 令和6年度～令和17年度	健康づくり推進課 (健康秋田21計画企画評価分科会)	県民の健康寿命の延伸により、健康長寿社会を実現するための健康づくり施策の基本方針 ※健康増進法第8条第1項に基づく「都道府県健康増進計画」及び秋田県健康づくり推進条例第8条に基づく「基本計画」	本県特有の健康課題に対応するための取組(たばこ、健(検)診、フレイル等)を、国の計画との整合を考慮しながら一層推進していくこととする。 また、個人の行動変容による健康状態の改善に引き続き取り組むとともに、「健康経営」、「データ・ICT技術の利活用」などの県民が健康づくりに取り組むための、社会環境の充実に関する内容を重点的に盛り込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率について、市町村が実施する検診だけではなく、職域検診の受診率も含めた指標とすべきではないか。 ・社会環境の充実を進めるのであれば、健康分野のデータだけでなく、例えばまちづくりなどの他分野のデータも活用する必要がある。 ・大人になってからの行動変容は難しいため、子どもの時からの健康教育を盛り込むべきではないか。
2	第2期秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画 【計画期間】 令和6年度～令和17年度	健康づくり推進課 (歯科保健分科会)	生涯を通じた歯と口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針 ※歯科口腔保健法第13条第1項に基づく「基本的事項」及び秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例第11条第1項に基づく「基本計画」	乳幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた歯科疾患の予防を、国の計画との整合を考慮しながら一層推進していくこととする。 また、医療関係者や市町村行政等との連携の元で、県民が歯と口腔の健康づくりの重要性を深く理解し、生涯にわたって主体的に取り組む意識を醸成するための普及啓発に加え、適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な環境の整備に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養分野との連携の中で「食べ方(噛む回数や速さ等)」についても指標とすべきではないか。 ・周術期口腔機能管理についても指標とすべきではないか。 ・オーラルフレイル予防についても指標とすべきではないか。
3	第4期秋田県がん対策推進計画 【計画期間】 令和6年度～令和11年度	健康づくり推進課 (がん対策分科会)	本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針 ※がん対策基本法第12条第1項に基づく「都道府県がん対策推進計画」	現計画の施策の柱である「がん予防」、「がん医療の充実」及び「がんとの共生」について引き続き取組を推進するとともに、国の計画との整合を考慮しながら、本県の実情に即した内容を盛り込むこととする。 また、市町村や関係者等の連携と協力の下、がん患者を含むより多くの県民の参加によりがん克服に向けた目標を共有し、それぞれの役割に応じた主体的かつ積極的な活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアにおける患者指導の実施件数などの目標について、県内で必要とされる具体的な数値を記載すべきである。
4	秋田県感染症予防計画 【計画期間】 令和6年度～令和12年度	保健・疾病対策課 (感染症対策分科会・新興感染症部会)	今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症流行初期から機能する体制を構築するため、医療提供体制等の項目に具体的な数値目標を設定する。 ※目標を設定すべき項目や具体的な数値目標については、今後国が基本方針を示す予定。	都道府県が策定する予防計画は、国が定める基本方針に即して作成することとなっているため、国が新たに設ける計画項目の追加や現行の指針には設定されていない具体的な数値目標を盛り込むと同時に、県の次期保健医療福祉計画や県新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を確保しながら計画策定を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対応にあたっては、感染管理認定看護師が果たす役割が重要であるため、計画策定期には看護師団体の代表者も会議体に加えるべき。 ・新型コロナウイルス感染症への対応では宿泊療養施設の運営や入院調整、高齢者施設への対応に苦慮したため、それぞれに具体的な基準、スキーム等を設定すべきではないか。